

令和7年度第1回茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会会議録

議題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 認定コミュニティの活動と特定事業に関する事項について 2. 地域コミュニティ制度の見直しについて 3. その他
日時	令和7年5月16日(金)13時30分から17時00分まで
場所	市役所分庁舎5階 F会議室
出席者氏名	<p>(出席委員)</p> <p>小林委員、杉山委員、若林委員、澤邑委員、名和田委員、三輪会長</p> <p>(欠席委員)</p> <p>なし</p> <p>(事務局)</p> <p>寺島くらし安心部長、廣瀬市民自治推進課長、竹井主幹、原田主査、城田主査、片原主事</p>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 【資料1-1】～【資料12-1】各地区主要事業の実績表 ・ 【資料1-2】～【資料12-2】各地区認定コミュニティ活動状況資料 ・ 【資料13】地域コミュニティ制度の見直しについて ・ コメント記入シート ・ 委員名簿
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	—
傍聴者数 (公開した場合のみ)	0人

○事務局

ただいまより、令和7年度第1回茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会を開催させていただきます。

はじめに人事異動に伴う、職員の紹介をさせていただきます。

(地域コミュニティ審議会担当職員及び、人事異動に伴う新任職員の紹介)

併せて、委員の退任に関するご報告をさせていただきます。公募の市民委員としてご参画いただいております、吉村委員におかれましては、一身上の都合により退任されることとなりましたので、ご了承ください。

本日は第1回目の審議会ということで、資料にはございませんが、今年度この審議会でのようなことを進めていくかを簡単に説明させていただきたいと思います。

今年は2~3回の会議を予定しております。今回1回目の会議ということで、(1)認定コミュニティの活動と特定事業に関する事項、こちらは各地区の取組みを毎年報告させていただいております。(2)地域コミュニティ制度見直しについて、こちらは令和4年度から継続して議論をさせていただいておりますが、今年度の大きなトピックスになるのかなと考えています。こちらの内容の議論次第で審議会開催回数については検討させていただきたいと考えています。

では、本日の審議会配布資料につきまして確認させていただきます。

事前送付させていただいたものとして、

- ・ 次第
 - ・ 【資料1-1】鶴嶺西地区 主要事業の実績表
以下、【資料12-1】松林地区まで
 - ・ 【資料1-2】鶴嶺西地区 認定コミュニティ活動状況資料
以下、松林地区の【資料12-2】まで
 - ・ 【資料13】地域コミュニティ制度の見直しについて
- また、当日配付資料として、
- ・ 委員の皆様から事前にいただいたコメントをまとめた「コメント記入シート」
 - ・ 前回の審議会委員の皆様からご要望をいただいた「各種データ」に関する資料
 - ・ 「委員名簿」

をお手元にご用意してございます。

資料は以上となりますが、不足等はございませんでしょうか。

では、これからの議事につきましては、会長をお願いいたします。

○三輪会長

では、会議の開催要件を確認させていただきます。茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会規則第5条第2項において、審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができないという規定があります。

本日は、委員6名のうち全員の委員の出席をいただいておりますので、会議が成立することをご報告いたします。傍聴人については現在なし、途中で入室があった場合は事務局で対応をお願いします。

それでは、議事に入ります。議題1「認定コミュニティの活動と特定事業に関する事項について」です。

認定コミュニティの令和6年度の活動状況等に対する助言ということで、市長より意見又は助言を求められております。事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局

まず、審議をしていただくにあたりまして、茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会規則第2条に基づき、市長に代わりまして、くらし安心部長より諮問をさせていただきます。

○くらし安心部長

それでは、市長に代わりまして、代読させていただきます。

「認定コミュニティによる公益の増進のための活動に関する調査審議について(諮問)」

このことについて、茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会規則第2条の規定に基づき、次のとおり諮問します。【諮問する事案】認定コミュニティの認定基準への適合に関する事項及び認定コミュニティの活動と特定事業に関する事項について」以上です。

○三輪会長

ただいま、市長からの諮問書をお預かりしました。

委員の皆様には、事務局より諮問書の写しを配付していただき、ご確認くださいますようお願いいたします。

それでは、改めて議題を進めさせていただきたいと思っております。

事務局よりご説明がありました諮問に対して、本審議会として調査審議し、その結果を答申するということでもあります。

では、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

恐れ入りますが、くらし安心部長については、他の公務の関係で、ここで退席させていただきます。

それでは、ご説明いたします。委員の皆様におかれましては、限られた時間の中で、大量の資料をお読みいただき、事前にコメントをいただきましてありがとうございました。ご提出いただいた「コメント記入シート」については、本日の発言を書き加えたものを各地区まちぢから協議会に送付することを想定していますので、地区担当職員からの報告を踏まえてご確認いただきますようお願いいたします。

なお、事前にいただいたご質問に対する回答については、「コメント記入シート」に併せて記載しております。

それでは順次、各地区担当職員が2～3分で簡単にご説明をさせていただきます。その後、委員の皆様より質疑応答を含め5分程度で助言をいただき、全12地区の審議をお願いいたします。

今回、認定基準への適合に関する事項と、当該コミュニティの活動内容及び特定事業に関する事項が審議内容となっておりますが、認定基準への適合に関する事項につきましては各地区とも大幅な変更はございませんので、今回は特に活動内容及び特定事業に関する事項にスポットを当てていただき、地域が活性化、発展していけるようなご意見をいただくと、地域の今後に活かしていきやすいかと思っておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

なお、資料の中には、各地区の総会の資料が含まれておりますが、一部の地区においてはまだ総会が終了していないところもあるため、今後資料の内容が変更される可能性があることをご了承いただいた上で、審議をお願いいたします。

それでは、はじめに鶴嶺西地区について説明いたします。お手元の資料1をご覧ください。

【鶴嶺西地区(資料1)】

○事務局

鶴嶺西地区の状況につきましてご説明をさせていただきます。資料1-1をご覧ください。令和6年度は、月に1回、役員会及び運営員会をほぼ継続して実施しております。

次に、資料1-2をご覧ください。認定コミュニティ活動状況資料の1ページ「認定審査基準確認表」についてですが、認定申請時と同様に変更はございません。認定要件を満たしております。

続いて6年度に実施した事業についてご説明いたします。

特記事項としましては、市の都市政策課が主催する「防災“も”まちづくりシンポジウム」に参加し、地区内の団体や企業との意見交換を通して防災も意識した取り組みや団体間の連携の重要性について確認しました。

一方で、防災訓練については、天候不順のため実施することができませんでした。このため、3月

の防災部会において、自主防災組織を中心に、日々の活動を振り返り、目指すべき姿やそのために必要なことを確認する作業を行いました。

また、1年を通じて災害時避難行動要支援者への支援の方法について検討し、令和7年度は民生委員との連携によるマップ作りを進めていくこととしています。

子ども部会では、夏休み期間中に一人で過ごさなければいけない小学生のため「つるにしサマースペース」を試行的に実施しました。25日間の開催で、延べ約830名の参加があり、学習支援や調理体験等実施いたしました。令和7年度についても実施の準備を進めております。

最後に、鶴嶺西地区は、マンション系の自治会が多く、また単年度交代の自治会長が多い地区でございます。このため、定期的を開催する運営委員会での顔の見える関係性の構築や情報の共有は重要な役割を果たしております。

鶴嶺西地区まちぢから協議会のさらなる発展に資する1年となるよう、地域担当職員としても、支援をしてみたいと考えております。簡単ではありますが、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○三輪会長

では、皆様からのご意見をいただきたいと思いますが、当日資料の1ページ目に皆様から事前にいただいた意見や質問と、それに対する回答が矢印で記載されています。委員の皆様におかれましては、適宜自分のコメントや質問、回答をご確認いただき、審議をお願いします。

○小林委員

確認ですが、決算額がゼロになっているところについては、計画したけれども実施をしなかったということでしょうか。実施できない理由については、記載しなくてよいのでしょうか。

○事務局

認識いただいているとおり、実施しなかったということです。

決算書への記載についてですが、決算書の中へ記載をすることは一般的には少ないかと認識しております。実施できなかった理由につきましては、参照で記載したり、ご説明する機会があれば、説明したりする必要があると感じております。

○小林委員

研修費について、予算計上されておりましたが、実施されなかったことについてです。研修は大事な場かと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局

研修を実施できなかった理由の詳細については、再度確認させていただくとともに、この度いただいた意見については地区に伝えさせていただきます。貴重なご意見をありがとうございます。

○若林委員

鶴嶺西地区のサマースペースについては、先進的な取り組みかと思います。

初年度ということで、様々な課題があったかと思いますが、しっかりと検証をしていただきながら、鶴嶺西地区ならではの形を模索していただけるといいと思っています。

また、当該地域はハザードマップを見る限りほとんどが浸水地域となっているエリアで、地域の方々は、防災意識が非常に高いのかなと思います。水害に対してのみならず、切迫している地震災害についても、公助・自助・共助とありますが自分たちがどのような立ち位置にあるのかを1つの視点として持ちながら地域活動をしていただけたらと思います。

○杉山委員

2点ございます。

1点目は、繰越金の金額が、他の地域と比べて多いように思います。決算全体の50%ほどの額が繰越金額になっていて、何か目的があるのであれば良いのですが、目的なく繰越しているのであれば検討の必要があるかと思います。

2点目は、鶴嶺西地区は茅ヶ崎の中でも大きな企業であるアルバックを抱えています。実は、当該地区の自治会の方から、アルバックと交流を持ちたいという相談を受け、サポートセンターの方で調整をさせていただき、アルバックと交流をもつことを考えさせていただいた経緯がございます。当該地区には比較的新しいコミュニティセンターがあり、サマースペースもやっている。アルバックもアルバック祭りなどを実施しています。地域防災を考えると、企業を入れて考える防災の発想もあるかなと思います。

ですから、企業をうまく巻き込むことを想定した活動をされるとよいと思います。

○事務局

繰越金につきましては、まちぢから協議会の前身に自治会連合会という組織がありまして、基本的には、各自治会からの分担金を連合会が吸い上げて、それを地域で活動する団体に分配していた経緯がございます。その名残として、自治会から分担金をいただいている現状がございます。

その中で、各団体さんへの支出の残りが残っている状況なのかなと思います。

地区によっては、残る金額が増えているから、来年度は分担金を止めましょうというような動きもございます。本日いただいた意見をもとに、繰越金の認識について地域に投げかけていきたいと思っています。

企業との連携については、まちぢから協議会は、基本的にその地区の構成団体の中での活動が多く、他団体との連携は少し弱いというのは我々も認識しております。今後はこちらからもお声掛けをして、市民活動団体という強みを活かして、幅広い活動を行えるようサポートしたいと考えております。

○三輪会長

では、次の地区をお願いします。

【茅ヶ崎地区（資料2）】

○事務局

まず、認定コミュニティ活動状況資料の1ページ「認定審査基準確認表」についてですが、認定申請時と同様に変更はございません。認定要件を満たしております。

令和6年度における主な活動としては、「市民集会」「市議会議員との意見交換会」「特定事業」を実施いたしました。

「市民集会」では、昨年度に引き続き、“新国道線の進捗状況”や“地域の交通安全”に加え、“北茅ヶ崎駅のバリアフリー化”や“防災”をテーマに地域住民と意見交換を行いました。

「市議会議員との意見交換会」では、市民集会で取り上げられたテーマ等について、茅ヶ崎地区にゆかりのある議員3名と意見交換を行いました。

「特定事業」では、これまで梅田地区体育振興会が実施していた体育祭について、茅ヶ崎地区まちぢから協議会が主催となり実施することで、地域住民が一堂に会し、自治会を越えたコミュニティを生み出す機会に取り組みました。

また、茅ヶ崎地区まちぢから協議会の恒例事業として、年2回「地域一斉清掃」を実施しております。当事業は、自治会ごとに住民が集い清掃活動を行うものであり、日頃、仕事などで地域活動に参加したくてもなかなか参加できない住民や子育て中の方や小中学生なども参加しやすい事業となっております。近年失われつつある地域住民同士の顔の見える関係性が育まれ、円滑なコミュニケーションの醸成につながる有意義な事業で、参加した住民からも大変好評だと聞いております。

令和7年度の主な取組としては、令和6年度に発足した広報部会の活発化を図り、「広報紙まちぢ茅ヶ崎」の発行やホームページのさらなる充実に取り組むなど、様々な検討をしていきたいと話を聞いています。

茅ヶ崎地区まちぢから協議会のさらなる発展に資する1年となるよう、地域担当職員としても、支援をして参りたいと考えております。簡単ではありますが、説明は以上となります。

ご質問いただいた中からいくつか回答させていただきます。

まず、事業の中で、スポーツフェスティバルがあり、その参加人数が350名とあります。これは当初目標人数との差異はありましたかという質問について、目標は400名で多少の差異はありました。

従来は、区域内の自治会と子ども会加入者のみに案内していましたが、今回は対象を広げて、加入していない人達にも学校でチラシを配布、案内を行いました。そのため目標を400名としました。これには及ばなかったものの、引き続き間口を広げていくことで、活動の促進をしていきます。

次に、次年度繰越金を使い切る予算となっているが、予算项目的には特出する項目もなく、繰越金をなくすことで次年度以降の活動に影響は出ないのかという質問についての回答です。

繰越金の使いきりについて、7年度予算の各項目を、活動の活性化を見据え多めに立てていること、また、予備費が次年度繰越金になるものと思われますので、8年度当初の活動に影響はないと考えております。

以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○小林委員

7年度の事業で、広報に力を入れたいとのことですが、広報部会が立ち上がっていない状況でどのように活動するのでしょうか。まちちから協議会の事務局が行うのでしょうか。

○事務局

役員全員でやっぴこうという形になりました。今まで事務局の方で、事務局長がメインで行っておいりましたので、引き続きそのように対応しながら、広報部会として活動できるようにしたいと聞いております。

事業がある際には、広報紙という形ではなく、チラシを作成、配布しております。

○杉山委員

広報紙についてですが、まちちから協議会連絡会では各地区まちちから協議会の広報紙を発行しているわけではないのでしょうか。広報紙の在り方や、作成方法については共通のツールのようなものを使用することができるようになっていますが、いかがでしょう。

○事務局

まちちから協議会連絡会は、各まちちから協議会が意見交換をする場で、連携を強化するためのものです。連絡会の広報紙では、連絡会として各地区の情報を吸い上げ、それを反映した広報紙を発行しています。地区は、それぞれの地区独自で特性を生かした広報を作成しています。

ホームページ等については、ホームページのフォーマットを連絡会の広報部会が作成し、そういった作業が苦手な地区に共有し、フォローを行っております。広報紙についても、同様なフォローが必要かは連絡会で皆様の意見をもとに検討する必要があります。

○三輪会長

広報紙の話は、連絡会で情報を共有しながらそれぞれの地区が縦書きだったり、横書きだったり、写真を沢山入れていたりとかこだわりをもって作成されていて、それも一つの魅力かと思えます。

茅ヶ崎地区にはまだ広報紙はないけれども、他地区を参考にしつつ作成していきたいというところですね。

では、次の地区をお願いします。

【小出地区(資料3)】

○事務局

小出地区について説明をいたします。お手元の資料3をご覧ください。

まず、認定コミュニティ活動状況資料の1ページ「認定審査基準確認表」についてですが、認定申請時と比べ、委員数等の変更はございますが、認定要件から外れる変更はなく、認定要件を満たしております。

小出地区の特徴としましては、市内の北部に位置する自然豊かな地域であり、市としてもその自然を守っていこうということで取り組みを進めております。小出地区は、市民集会を年3回開催するなど、様々な課題があるということから、地域の方としても積極的に行政に声を届けているという状況になっております。

続きまして令和6年度の主な取り組みを説明させていただきます。

小出地区には部会が9つあり、それぞれが精力的に活動されている地域です。活動内容も多岐にわたり、部会で広報紙を発行すれば新たな入会希望があるなど意欲的な方も多い地域となっています。

令和6年度は特定事業として5事業を実施しました。新たなものとしては、まず駅ピアノ事業を、イベントとしては3回目になりますが、特定事業を活用して広報部会にて初めて実施しました。3回目ということもあり320名の方に弾いていただき、その他多数の方に聴いていただきました。

次に予約型乗合バス案内冊子作成についてですが、小出地区で運行している予約型乗合バスの利便性向上、認知度・利用率の増加に寄与すべく、利用の仕方をはじめ自治会ごとの地図を掲載するなど、主な目的地別の行き方を載せて各戸配布を行いました。自治会からの乗合所の増加希望をヒアリングし、担当課と協議することで地域外へ通じる公共交通へのアクセスが便利なポイントを追加した他、小学生にバスの愛称を募集し認知度向上により利用者が増加するなど一定の効果を上げることができました。

次にごみの不法投棄撲滅の為の現場実践活動及び広報、研修事業についてですが、小出地区で発生している「ごみの不法投棄」は増加の一途をたどっており、その撲滅を目的として令和5年に環境保全部会を立ち上げ、昨年度は現状把握のためのパトロールから不法投棄されにくい環境づくり、抑制ポスターの製作や地域の方からの情報提供を迅速に得るための活動紹介の広報紙作成に取り組みました。

先の長い活動となっているため目立った効果は表れていませんが、環境事業センターや道路管理課等と連携し、現場実践活動をした箇所はポイ捨てが減少した、警告板設置箇所での不法投棄がその後発生していないなどプラス面のある一方、新たな場所での不法投棄発生などいたちごっこの状態というのも課題であります。

他に前年度から引き続きで相州小出七福神巡りや下寺尾遺跡文化祭の2事業も継続実施し、

複数回開催していることもあり地域のイベントとして定着してきています。前年度の反省から今年度は開催日の変更を検討するなどブラッシュアップを図っていく予定でおります。

簡単ではございますが、説明は以上となります。

○小林委員

とても活動が活発で、素晴らしいですね。駅ピアノについて、有意義であると受け止めているならば、継続することがSDGsサステナブルでなければならないと思いますが、そのあたりの反省があって7年度は止めようとなったのでしょうか。

○事務局

令和7年度は開催される予定です。ですが、使用されているピアノが70数年前のとても歴史のあるもので、ピアノのメンテナンス費用や、会場にピアノを運ぶ業者さんから、ピアノを動かすことで劣化がさらに進んでしまう危険性があるという話もあり、来年度以降について継続して実施できるかわからない状況です。

地域としては、茅ヶ崎駅でやることにより、小出地区を知ってもらうという目的でやっておりますのでやりたいと考えておりますが、実施できるかは未定の状況になっております。

○小林委員

例えば、ピアノを聴いている方々にチラシやアンケートを配ったりはされているのでしょうか。

○三輪会長

こちら、小出小学校から掘り出された古いピアノを修理し復元したピアノでやっているもので、背景にとっても感動的な物語をもっているものなのですよ。

○名和田委員

感動的ですよ。

○三輪会長

なのでその説明をパネルで掲示しておくなどのアピールがあると良いですね。

○事務局

配布しているチラシには、そちらの内容も記載させていただいております。

○三輪会長

背景を汲めば音が飛んでしまうなど、メンテナンスが行き届いていなくても、そこを含めて魅力になりそうですね。

○杉山委員

茅ヶ崎といえば海という印象ですが、小出地区には里山があったり、富士山が見えたり茅ヶ崎の丘陵エリアなので、まちぢから協議会としても茅ヶ崎は海だけが魅力じゃないという部分も押し出してほしいなと思います。

○三輪会長

では、次の地区をお願いします。

【海岸地区(資料4)】

○事務局

海岸地区まちぢから協議会の報告をさせていただきます。資料4をご覧ください。

まず、認定コミュニティ活動状況資料の1ページ「認定審査基準確認表」については、認定申請時と同様で変更がないことを確認しております。

それでは、海岸地区の昨年度の主な取り組みについて、簡潔にご説明いたします。

令和6年度の活動状況ですが、イベント企画部会で実施している盆踊りについては、昨年度の課題を活かして、飲食スペースの拡大など来場者が混雑することなく、快適に過ごせるよう工夫を凝らして実施しておりました。また、地域活性化を目的に地域商店も出店していただいたこともあり、約2,000名の来場者となり、大いに賑わいました。

梅まつりについては、昨年同様に茅ヶ崎南地区まちぢから協議会との共催事業として開催しました。甘酒の無料配布、お茶席、太鼓演奏など様々な催し物を実施し、約1,000名の来場者となり、こちらも大いに賑わいました。

どちらの事業についても、事業を通じて様々な世代間での交流が生まれたこと、準備から片付けまで多くの地域住民が参加することで、地域の連帯感の醸成につながりました。

また、盆踊り及び梅まつりについては、「海岸地区まちぢから協議会」と印字された提灯やのぼり旗を設置し、当協議会の活動を周知する機会とすることができました。今後、この事業を通じて新たな担い手が発掘されることが期待されています。

市民集会については、「災害時に備えての海岸地区の避難所問題」をテーマとして、一般市民、行政職員等合わせて約66名が参加し、関係各課と意見交換を行いました。意見交換した内容については、広報紙特集号にて地域住民へ情報発信を行いました。

防災関連事業としては、10月に合同防災訓練を実施しました。令和6年度については、これまでとは違い、初めて地域住民の方々に避難者として参加していただく形で開催しました。そのため、多くの地域住民に参加していただけるよう、防災に関わる体験イベントを10種類実施し、約265名の参加がありました。今後、これに参加した地域住民が防災に興味を持ち、防災意識の向上や新たな避難所運営人員の確保につながることを期待しています。

令和7年度においては、各事業を実施した中で確認された課題等を考慮して実施するとともに、事業継続の観点から担い手の創出が急務であるため、当協議会の周知や多くの地

域住民が活動に参加できるような取組み、広報活動の強化を図るなど、様々な検討をしていきたいという話を聞いております。

地域担当職員としても、当協議会の活動内容をより周知するなど、海岸地区まちぢから協議会のさらなる発展に資する1年となるよう、支援していきたいと考えております。

簡単ではありますが、説明は以上となります。

○三輪会長

事前の質問やコメントについて、なにか補足はありますか。

○事務局

特定事業で、新規事業が2つありまして、その説明を望む質問がございましたのでそちらについて説明します。

サマースペース海岸は、2年の実績のある事業です。これまでは民児協や地区社協主催の事業でしたが、参加児童の数が延べ人数になりますが1年目394名、2年目が817名と予想よりも集まりが良く、2つの団体では、担いきれなくなりまちぢから協議会議会に主催を移した経緯があります。内容としては、夏休みに一人親世代で苦しい家庭を見守るための事業です。

防災マニュアルの改訂事業につきましては、今年度の津波のハザードマップの更新に向けてと、地区としてペット避難の関係に力を入れていただいているので、その二つを盛り込んだマニュアルとして、地域の中で改めて活動方針を示すために、作成したいという思いのある事業です。

○三輪会長

補足の説明をいただきありがとうございます。大変意欲的に活動いただいている、広報紙も読みやすく素敵ですね。

では、次の地区お願いします。

【小和田地区(資料5)】

○事務局

まず、認定コミュニティ活動状況資料の1ページ「認定審査基準確認表」については、認定申請時と同様に変更はございません。

続きまして、小和田地区の昨年度の取り組みのうち特筆すべきもの3点について、簡潔にご説明いたします。

資料8ページ以降の記載についてです。まず1点目は、「広報誌発行事業」です。令和6年度は「まちぢからニュース57、58、59号」と「市長と語る会特集号」の4回発行いたしました。市長と語る会特集号については、子育て世代が中心となって企画・開催しました「市長と語る会」の様子を、写真を中心に掲載することで、若い世代が地域で活動する姿をPRすることができました。また「まちぢからニュース57号」については、特定事業助成金を活用して、地域で活動するスポーツ団体や若者を紹介し、地域活動を身近に感じてもらう目的で発行しました。紙面の配布にあたっては、自

治会未加入者にも届けるチャンネルを模索し、掲載したスポーツ団体などにも配布の協力をお願いすることで、発行した 6000 部を広く住民に届けることができました。

2つ目は、「草あつめ」についてです。

この活動は、交通安全部会が保護者や小学生向けに初めて企画したもので、小和田小学校の通学路を、自分たちの手できれいにしようという目的で、令和6年度にスタートしました。

新しく始まった取り組みでしたが、イベントの案内にあたっては学校とも連携し、その結果、当日はおよそ 100 名の方にご参加いただきました。また、この活動を通じて、保護者の間で新しいつながりも生まれたようで、参加された皆さんからは「とてもよかった」との声を多くいただいています。このように好評だったこともあり、「草あつめ」は今年度以降も続けていく予定です。

3つ目は、先ほど広報発行事業のところでも少し触れた「市長と語る会」についてです。

令和6年度は、子育て世代を主役にして、行政の理事者と意見交換を行う、これまでにない新しい形で開催しました。子育て世代の皆さんが、行政の理事者と直接対話できる貴重な場となり、日ごろ感じているリアルな声をしっかりと届けることができました。一般の地域住民にも質問者として登壇いただき、とても前向きな意見交換の場になったと思います。

令和7年度につきましては、こども部会を新たに設立し、これまで地区民児協が実施していた「夏休みの子ども達の居場所づくり」をまちぢから協議会が実施していきます。これまでも挙がっていた、子どもに関する課題について地区全体で取り組みをしていこうという機運が高まっており、令和7年度の重点テーマとなっております。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いします。

○三輪会長

団体構成の部分で、こわだみらい部会について説明をお願いします。

○事務局

こわだみらい部会は、令和6年度6月から部会長が欠員となっており、活動が休止しております。こわだみらい部会としては、北東部地域のPRと活性化を目的に立ち上げて今に至っております。部会活動は休会ですが令和7年度も松林地区と連携できる体制は維持しながら取り組んでいきたいと聞いています。

○杉山委員

予算的なところで、小和田地区は市からの運営助成金と特定事業助成金のみで運営されているシンプルなスタイルです。この予算で運営は十分できているのでしょうか。

○事務局

まちぢから協議会としては、運営出来ています。

自治会連合会という組織が別があり、自治会からの分担金を持っているので、予算面で協力をしながら事業ごとに分担している状況です。

○三輪会長

地区によって、会計の在り方が異なります。自治会連合会を統合し、団体としてはなくなっている協議会もあれば、協議会と連合会は別で存在しているところもあります。その中でのお金の管理の仕方はそれぞれあって、小和田地区ではお財布はしっかりと分けているけれども、自治会連合会の予算の使い方をある程度まちぢから協議会に任されているということですね。

そのあたりについても、地区協議会同士で情報交換ができれば良いですね。

ちなみに、「草あつめ」というネーミングが大変面白いと思ったのですが、集めた草はごみに捨てるのですか。

○事務局

「草あつめ」で集めた草は、ボランティアごみとして廃棄しています。こども部会の部会長を小学校の保護者の方がされているので、子供たちにわかり易い名前をとった経緯でネーミングされました。

○三輪会長

集めた草を調べてみたりしたら面白そうだなと思いました。

こども部会は、子供が部会員として入っているのかと思っていたのでそうであれば興味深いと思っていましたが、保護者の方が活動されているのですね。子供を対象とした活動ということですね。

では、次の地区お願いします。

【湘南地区(資料6)】

○事務局

まず、認定コミュニティ活動状況資料の1ページ「認定審査基準確認表」については、認定申請時と同様に変更はございません。

続きまして、湘南地区の昨年度の主な取り組みのうち次の内容に焦点を当て、簡潔にご説明いたします。資料8ページ以降の記載についてです。

令和6年度も、広報活動には引き続き力を入れており、広報紙を年2回発行したほか、ホームページの充実にも取り組みました。具体的には、各部会や自治会のイベントを3分程度のショート動画にまとめて、ホームページ上で積極的に公開するなど、見る方にとってわかりやすく、親しみやすい内容になるよう工夫を凝らしました。また、広報部会の定例会には、各自治会から情報通信員として代表の方にご参加いただき、ホームページの活用をさらに広げるとともに、人材育成にも力を入れました。

続きまして、令和2年度からスタートした中島中学校の生徒を対象とした「居場所・学習支援事業」についてです。この事業では、開催日に学校の全校放送で案内を流していただくなど、中学校との連携を深めながら取り組んできました。その結果、参加してくれる中学生も年々増えてきています。学習支援の場では、勉強だけでなく、日ごろの学校生活のことなどを大人たちに話す様子も見

られ、子どもたちにとって心のよりどころにもなっていると感じています。

また、中島地域を中心とした「公共交通の空白地」への対応として実施している外出支援事業、通称「おでかけワゴン」も、着実に実績を積み重ねています。6月には車検などで一時運休があったものの、年間の利用者数は延べ1990人にのぼり、定員を上回るほどの高いニーズがあることを改めて実感しました。昨年度は、以前から検討していた運行ダイヤの変更を行いました。事前にしっかりと住民への周知を行ったことで、大きな混乱もなくスムーズに移行することができました。加えて、これまでスタッフ間で改めて確認する機会がなかった「運行ルート」についても見直しを行い、事業開始から4年が経った今、浮かび上がってきた様々な課題に対して、ひとつひとつ丁寧に対応しながら、改善に向けた話し合いを重ねています。

このほか、湘南地区スポーツフェスティバルや納涼祭など、柳島スポーツ公園と連携して、多くの地域交流イベントも実施することができました。

令和7年度は「道の駅 湘南ちがさき」のオープンや、浜見平団地の再開発の進展など、地域の環境にも大きな変化がある一年になりそうです。こうした動きを見据えながら、これまでの事業のやり方についても見直しを図り、地域の資源を最大限に活かしつつ、多様な主体と連携しながら、より良い取り組みを進めていく予定です。

簡単ではありますが、説明は以上となります。どうぞよろしくご審議のほど、お願いいたします。

○若林委員

お出かけワゴンについて、高齢者の移動支援というものは我々も支援方法を議論する場がありますが中々難しいものです。その中で、民間事業者に協力を得ながら運行しているということで、様々な課題があるかと思いますが継続して活動をしていただきたいと思います。先進的な事例なので、他の地域に与える影響もあるでしょう。

当該地区では今年の7月に道の駅がオープンします。新たな施設を活用した地域での取り組みがあると、より盛り上がるのかなと思います。

○三輪会長

お出かけワゴン事業について事業者はどのような形でしたでしょうか。

○事務局

事業自体はまちぢから協議会の中にある、お出かけワゴン実行委員会が主体となって、予約の受付から実際にドライバー、添乗員、実運営面まで自立して実施しております。地域交通として運転されるのも湘南地区の住民の方で行っており、運行ルートを定め、週3回、1日の運行本数は行き2便、帰り2便、間にちょっとしたルートの1便ずつがありますが、そのように運行している状況です。

○三輪会長

ボランティアベースということですね。

白ナンバーですよ。

○事務局

ボランティアベースです。

白ナンバーで、道路運送法の許可を要しない運送という枠組みの中で活動しています。

○三輪会長

高齢者の移動支援については、地域ごとにバス停を作るなど様々な取り組みがされています。事業者と協力して行っている事例もあります。今後は担い手側のモチベーションと、利用者側の安心感にも焦点を当てていった方が良いかもしれません。

また、交通系の部署とも連携していけたらいいですね。別の自治体ですと、観光事業者が自治会と連携して地域交通として運行していたりするので。

また、国の方でも運送に関する決まりはどんどん変わっていくと思うので、情報を更新しながら実験をしてみるのも良いですね。

○小林委員

広報の部分で、ホームページにかなり力を入れている印象がありますが、まちぢから協議会の中で人材育成をされているのでしょうか。

○事務局

広報の部会長を中心に、情報通信員を各自治会に設置して、部会長が動画の編集方法を伝えていくことで、各自治会のイベントも同じホームページで編集することができます。ITスキルに比較的優れた方が部会長をされているので出来ていることかなと思いますので、今後の持続性というところは、課題になってくるのかなと感じています。

○三輪会長

では、次の地区お願いします。

【松浪地区(資料7)】

○事務局

松浪地区まちぢから協議会ですが、今年度の総会が5月21日(水)と今日の審議会より後であることから、完成前の資料を事前配布させていただきました。つきましては、地区として完成した資料にはお配りしている資料から若干の修正があります。本日は正誤表を配らせていただきました。大きな変更点ではありませんので、資料の差し替え対応はせず、正誤表とさせていただきたいと思えます。大変お手数おかけしますが、よろしくをお願いします。

まず、資料の1ページの認定基準については、認定時から変更はありません。2ページの規約については、令和6年度に規約改正を行っていきまして、役員の担い手不足の観点から、役員の任期

上限の規定に、「原則として」との文言を加えています。

令和6年度の主な取り組みを、簡潔にご説明いたします。12 ページ以降になりますが、各会議、部会での活動のほか、予定されていた事業に加え、今年は周年事業も行われました。

市民集会については、事前に地域住民から回覧等により意見・質問を募集して、今年は「みどりのまち」、「安全なまち」、「きれいなまち」の3テーマで行政との意見交換が行われました。

コミセンまつりでは、中学生吹奏楽部の演奏や縁日コーナーなど、学校や構成団体の協力を得て催されました。

松浪コミュニティセンター開館10周年記念式典では、コミセンを指定管理者として運営していることから企画されました。当日コミュニティセンターでは、地域ボランティアで運営されるコミカフェの協力のもとお餅つきが行われ、式典においては地域の関係者が顔を合わせ、これまでの歩みを振り返り、交流を深めました。視察研修会では、横浜地方気象台を見学するとともに、気象庁職員の講義を受けて、活発な質疑応答が行われました。地域における防災についての理解を深める機会となりました。

防災訓練、まつなみ防災フェアでは、防災訓練のほか中学生の防災マップの発表など学校との連携のうえ取り組まれています。

続いて特定事業ですが、特定事業の広報「まつなみだより」の発行は継続しています。

松浪地区まちぢから協議会の事業報告、自治会や団体の取組みなどの情報発信に加え、松浪今昔などのコーナーを設け、読み物としての面白さで読者を惹きつける工夫がされています。広報委員会は青少年育成推進協議会やPTAなど若い委員さんもいて、年3回発行、各戸配付されています。

続いて、決算書、予算書ですが、前年度審議会での分かりにくいとの指摘を踏まえ、分かりやすくなるよう、フォーマットが変更されました。

7年度も6年度と同規模の事業が予定されています。引き続き地区担当として支援してまいります。

○三輪会長

事前にいただいているコメントに、繰越金のことが書かれております。補足で説明をお願いします。

○事務局

例年、松浪地区では盆踊りが開催されていて、松浪地区まちぢから協議会では盆踊りの出店運営を担当しております。これまで、盆踊りの出店の会計をまちぢから協議会の全体の会計とは分けておりましたが、今年度から本会計に組み込んだことで繰越金の額が増えました。

これまで、盆踊りの出店の通帳とまちぢから協議会の通帳は別だったため、予算書には入っていませんでしたが、通帳を一緒にして会計に計上したため数字が大きくなったということです。

○三輪会長

大卒の会計の数字が増えたからですね。

○事務局

そうです。

○名和田委員

財政の作り方について、それぞれ協議会ごとに異なっています。松浪地区まちぢから協議会の場合はとても興味深く、推進協や消防団や運動会などの分担金を各世帯から集めている、これは自治会が集めているということですね。

恐らく、自治会費を回収するときに分担金分も集めて、それを協議会に一度集めてから各団体に分配している形かと思います。このようなやり方をしている地区は他にもありますか。

○事務局

浜須賀地区も似た運用をしています。ただ、浜須賀地区は書類上書いていないですが、松浪地区のものは書かれています。

先ほど説明させていただいたとおり、自治会連合会からまちぢから協議会に繋がっておりますので、自治会連合会が解散したところはまちぢから協議会が分担金を集めて、各団体に分配している地区は多くあります。

○名和田委員

各单位自治会が会費を集めるときに、別途推進協、防犯協会などの分担金も明示して集めているところはありますか。

○事務局

全てを把握している訳ではありませんが、他地区でも似た体系の会計を持っていたかと認識しています。

○名和田委員

松浪地区は400万と財政規模が大きいですが、集めた他団体の分担金のことを明示してあるから財政規模が大きく見える訳ですね。

○杉山委員

茅ヶ崎南も同じ傾向あるのではないですか。

○事務局

湘南地区も自治会に対して内訳を明示して分担金を集計しています。

○名和田委員

そういう形で協議会の財政を作っているのは珍しいのかもれません。

松山市は初期のころそうでした。自治会から集めて協議会の財政を作っている。茅ヶ崎市の場合、市から25万円の補助金ですが、良し悪しはここで議論するのでしょうか。大体はどの地区もそのようにしていると理解してよいわけですね。

○事務局

はい。

○三輪会長

ありがとうございました。事業としては活発ですね。

○杉山委員

以前、生涯現役応援窓口でシニアの方向けに活躍の場を紹介したりしていたのですが、松浪エリアはホワイトカラーの人材が豊富な地区だったような印象があります。小和田公民館も男性が積極的に参加しているように見えました。他の地域に供給できるような、是非、人材発掘に力を入れていただきたい。

また、松浪コミセンは比較的新しく様々な施設が入っている、言わばモデルケースのようなところなので有効活用してほしいところです。

○三輪会長

では、次の地区お願いします。

【浜須賀地区(資料8)】

○事務局

浜須賀地区について、説明させていただきます。1ページ、認定審査基準確認表については、認定時から変更はありません。

令和6年度の主な取り組みですが、令和5年度同様の取り組みに加え、コロナ禍前の事業が全て再開されました。また、新たな取り組みもあった1年となりました。

詳細に入りますが、まず、6年度は市民のつどい、市民集会が開催されました。コミュニティセンターに設置した目安箱での意見募集について回覧のうえ、集まった意見をもとに、「防災」、「交通安全」、「生活環境」をテーマに行政との意見交換が行われました。

また、研修会も行われ、環境事業センターにおいて見学と職員による講義、質疑応答を行いました。同地区は市内南部にありますが、同日、市内北部にある茅ヶ崎市博物館も見学されました。こちらの研修会はコロナ禍後初の取り組みです。一日各団体が一緒に過ごして研修を受け、意見交換で親睦を深め、有意義であったとの感想がありました。

その他、浜須賀会館まつりにおいて、協議会の活動に関するパネル展示も行われました。

次に、部会活動ですが、防災部会においても、新たな取り組みが行われた1年でした。

まず、厚木総合防災センターでの研修が行われました。また、防災訓練では、緑が浜小学校で行いました。浜須賀地区は2つの小学校学区を持ちますが、緑が浜小学校での開催は初めての試みでした。そのほか、12自治会の間で、災害初動時の協力のため、「浜須賀地区まちのちから協議会 災害時連携協定」が結ばれました。

特定事業については、広報紙発行业務では、広報紙を資料としてお配りさせていただいていますが、お写真、紙面構成など委員会でよく話し合われて作成されています。

6年度は、新たに、地区内の事業を予め広くお知らせするため、イベントカレンダーを掲載しています。また、地域活動の担い手のインタビュー記事を掲載するなど、新たな担い手発掘のための工夫もされています。広報に関しては、ホームページについても、お知らせ記事の定期的な更新などに取り組まれているところです。

令和7年度につきましては、6年度同様の事業のほか、コミュニティセンターである浜須賀会館の管理の体制の在り方が検討されるほか、自治会長会や防災部会の充実が図られることと思います。特定事業では、広報紙は臨時号の発行が追加され、赤ちゃんサポートは、活動のサポーターも増えつつありますので、担い手の発掘や育成などに取り組まれる予定です。

以上となります。地区担当として引き続き支援してまいります。

○三輪会長

ニュースが大変見やすいです。

○澤邑委員

ニュースの写真中心の一面はとてもいいですね。

地域の刊行紙は、どうしても文字が多くなりがちで少し読みづらいイメージがありますが、小さな文字で細かく書くよりも、浜須賀のまちのちからニュースのように写真を全面に出してくれた方がわかりやすいですね。全体的に広報紙には共通して言えることかと思います。

別で、決算書地区ごとに様々ですが、統一はできないのでしょうか。全体のフォームを揃え、一覧で決算書がみられると見やすいかなと感じました。

○三輪会長

ニュースの写真がとてもいいですよ。

広報については、どの地区もそれぞれに工夫がされているので、まちちから協議会連絡会の場で情報共有する時間があってもいいのかなと思います。

○杉山委員

浜須賀会館での地域乳幼児サポート事業は、とても興味深い事業だなど思いながら聞かせていただきました。今、茅ヶ崎では子育てサポート事業が充実してきているので、他のファミリーサポート

や地域で個別に活動している方々と連携していけたら、より幅広く利用してもらえるのかなと思います。ぜひ継続していただきたい。

○三輪会長

次の地区をお願いします。

【南湖地区(資料9)】

○事務局

認定コミュニティ活動状況資料の1ページ「認定審査基準確認表」については、基準に適合していることを確認しております。

まず、令和6年度の報告をいたします。

本協議会は、役員会・運営委員会、部会活動を軸に取り組みを展開しました。

広報部会では、まちぢだよりの発行やホームページの更新を行いました。

防災部会では、避難所の受付業務の効率化を目指し9月に防災訓練を企画しておりましたが、台風により中止となったため防災訓練に代わり、1月の運営委員会後、能登半島地震の復興支援を経験した市職員を迎えた防災講話を行いました。

協議会全体としても、令和6年度は天候の影響を強く受け、8月末に藤沢土木職員を迎え、茅ヶ崎海岸の浸食対策をテーマとし意見交換を行う予定で企画をしていた地域懇談会が中止となり、事業としては例年実施している納涼盆踊りが荒天のため1日延期した日程で開催されました。

地域懇談会は中止となりましたが、3月に県が主催する「茅ヶ崎海岸浸食対策協議会」に有志の委員が参加し、茅ヶ崎海岸についての浸食状況への理解を深める機会を得ることができました。また、延期をした納涼祭も地元の中学生在が手作りの浴衣を着て盆踊りに参加したり、協議会としても熱中症対策兼協議会の周知の目的で団扇作成・配布をしたりなどの工夫がみられ、大変盛況でありました。

次に令和7年度の展望ですが、令和7年度は、協議会役員の世代交代に向け、恒例事業の引継ぎや運営方法の見直しを進めるとともに、他地区の状況把握やまちぢから協議会の体制の振り返りを行い、より地域に沿った活動ができるよう心掛けたいと考えています。

最後に、事前のコメントでご質問をいただいております、5年度事業の南湖地区見守りマップのその後について報告します。南湖地区見守りマップは、防犯に強い地域作りのため、見守り活動を行っているポイントや通学路等の情報の集約を目的に、特定事業助成金を活用し作成されました。現在は、西浜安心安全まちづくり推進協議会でマップを管理し、PTAや子ども会に共有しています。マップをもとに見守り地点やパトロールルートの見直し等を行っているとのことでした。

簡単ではありますが、説明は以上となります。

ご審議、よろしくお願いたします

○三輪会長

組織体制を更新したい意向が大きいみたいなので、今年はメンバーチェンジに力を入れていきたいという意向かと思います。

○事務局

南湖地区は単位自治会の活動がとても活発で、地域の皆様も自分の自治会活動に注力したい気持ちが大いなので、まちぢから協議会の役員まで担いたいという方は少なく、それにより役員の皆様もいくつか役職を兼任されており、負担感がより強く見え担い手が不足している状況です。

○杉山委員

南湖地区はまちぢから協議会が表に立って動いている地区ではないように思えますが、自治会がそれぞれ活躍されているということですね。とても良いですね。

○事務局

それぞれの自治会での活動がメインではありますが、まちぢから協議会の会議の場ではそれぞれの団体での意見交換や情報共有がされているので、地域を繋ぐ枠組みとしてのまちぢから協議会という役割は果たされているのかなという印象です。

○三輪会長

安心安全まちづくり推進協議会とまちぢから協議会はどのような関係ですか。
また、他の地区にも同様のものがあるのでしょうか。

○事務局

安心安全まちづくり協議会はまちぢから協議会の構成団体で、共に地域を支えている関係性です。南湖地区は地域でそれぞれの役割を持つ団体があり、あとからまちぢから協議会という枠組みができたようなイメージです。

他の地区で同じような団体はないかと認識しています。南湖地区独自の取組みです。

○三輪会長

見守りマップをまちぢから協議会で作ったのに、安心安全まちづくり協議会に渡して活用している部分が気になり伺いました。情報を渡すのではなく、二つの団体で協力してマップを活用したらいいかと思ったのですが。

○事務局

南湖地区はまちぢから協議会を団体としてではなく、協議の場として捉えて活用している印象です。基本的には、それぞれ役割分担された団体で活動し、共通課題や団体で処理しきれない問題ができた時に、まちぢから協議会の場で解決を図り、事業を行い、その成果物はまちぢから協議会で管理しつつ関係団体と情報共有を行いながら、内容をブラッシュアップしています。

○三輪会長

では、次の地区お願いします。

【茅ヶ崎南地区(資料10)】

○事務局

認定コミュニティ活動状況資料の1ページ「認定審査基準確認表」については、基準に適合していることを確認しております。

まず、令和6年度の主な取り組み実績について報告します。

本協議会は、役員会・運営委員会、部会活動を軸に取り組みを展開しました。

生活環境部会は駅前環境の改善や景観の保全について市に情報共有を行い、担当部局と状況の改善に向けて協議を行いました。児童健康部会は児童の登下校旗振りボランティア「みんなでみまもり隊」を継続して実施し、新年度に向け旗振りボランティアの人員獲得を目指しています。

地域活性化部会では、例年海岸地区と共同開催している「梅まつり」運営を行い、盛況を博しました。また、これまで主催していた元旦の新春凧揚げ大会については、6年度から主催を海岸づくり機構に戻し、後援の立場でテントや物品の提供や、運営の補助にあたりました。

福祉部会では買い物難民対策に加え、障がい者支援の翔の会と協力しコミセン祭りで軽食ブースを出店しました。防災部会では、茅ヶ崎小学校でソーラークッカーの実演を行い、茅ヶ崎市防災対策課主催の「みんなの防災展」でその様子が紹介されました。

協議会全体としては、初の特定事業である「挨拶のまちづくり事業」を開始しました。当事業は地区内の住民同士の交流を促し、繋がりを強めることで地域の活性化だけではなく災害時助け合える関係づくりに繋げることを目的に、継続的に行う事業として開始しました。事業開始初年度の6年度は、ちらしやステッカー、のぼり旗を活用した事業PRに力を入れ、各自治会館や商店街・飲食店組合の協力を得て広く事業周知を行いました。本事業に関して、茅ヶ崎南地区まちぢから協議会宛に、住民から「ポスターデザインが良い。」「事業に参加したい。」等のコメントや問い合わせが来たこともあり、事業開始初年度として好感触をつかっていると聞いております。

また、新規運営委員の獲得にも力を入れ、商店街組合や飲食店組合の役員の方や、地域ボランティアに積極的に関わっている方々を茅ヶ崎南地区まちぢから協議会の運営委員と

して引き入れ、担い手の発掘に努めました。

次に令和7年度の展望についてご説明します。

令和7年度は、役員改選の年であり、協議会として6年度新たに迎えた運営委員の方々にも活躍を期待していることから、体制の見直しや運営方法の改善を積極的に行いながら、より良い協議会の運営を目指します。

また、挨拶の街づくり事業に関しては前年度の反省点を生かしつつ、今年はPR活動だけでなく新たな交流の場の創出におけ、イベントや盆ダンスの振り付け教室などを行っていきたいとの報告を受けております。

この事業の7年度予算の内訳について事前に質問がございましたので回答いたします。7年度については、PR活動に加えた新たな交流の場の創出ということで、高砂コミセンを活用しオリジナルの盆踊りを練習する場を設けることを予定しております。

簡単ではありますが、説明は以上となります。

ご審議、よろしくお願いいたします

○三輪会長

地域活動費については、自主財源を使用しているのでしょうか。

○事務局

自治会の分担金を自主財源として集め、各団体に活動費として分担金を出しています。市の補助金等は使われておりません。

○三輪会長

その他は事前に回答をいただいているので、それぞれ確認していただければよろしいかと思ます。

次の地区お願いします。

【鶴嶺東地区(資料11)】

○事務局

続いて、鶴嶺東地区についてご説明いたします。資料11をご覧ください。

まず、認定コミュニティ活動状況資料の1ページ「認定審査基準確認表」についてですが、認定申請時と比べ、委員数等の変更はございますが、認定要件から外れる変更はなく、認定要件を満たしております。

続きまして、鶴嶺東地区の昨年度の取り組みのうち特筆すべきものについて、ご説明いたします。10ページをご覧ください。市民集会では、「小1の壁～朝の居場所づくり～」をテーマに実施しました。事前に各自治会へのアンケートを実施し、現状を把握した上で、課題の抽出を行いました。抽出された課題をもとに当日、関係各課と意見交換を行いました。また、当日意見交換した内容に

については、広報紙「スクラム」へ掲載し、当協議会の活動内容等と共に情報発信しました。

23・24ページをご覧ください。環境関連事業では、環境安全部会による「ごみ適正排出に関する啓発チラシ」を作成しました。どのように排出すべきか判断が難しいごみに焦点を当て、関係各課と意見交換を行いながら作成しました。また、作成されたチラシは、自治会連合会協力のもと地区住民へ配布し、周知啓発を行いました。

令和7年度の取り組みですが、鶴嶺東地区で重点的に取り組んでいる「子どもを見守る活動」を継続的に実施しつつ、特定事業として、新たに2つの事業を展開する予定となっております。引き続き、鶴嶺東地区まちぢから協議会のさらなる発展に資する1年となるよう、地域担当職員としても、支援していきたいと考えております。

○三輪会長

事前コメントにありました、協議会エリアの課題について説明をお願いします。

○事務局

鶴嶺東地区は9自治会で構成され、13地区の中で、人口・世帯数が最も多く、面積は3番目に広がっています。まちぢから協議会の区域と小・中学校の学区のずれもありますが、関係団体間の調整が柔軟に行われ、課題解決がされているため大きな課題は生じていません。引き続き課題が生じた際には、連携を取りながら解決していくという考えが地区の皆様にはあります。

○三輪会長

小1の壁の朝の居場所づくりの開門時間が、10分早まったのは3つあった小学校のうち1つだけだったと聞いていますが、ほかの2つはまだ検討中ということでしょうか。

○事務局

教育委員会の方でも働きかけをされていて、少しずつ改善を図っていききたいと聞いております。

○名和田委員

質問が2つありまして、1つ目がコミュニティセンターの管理を協議会自体が担っている地区が、少しずつ増えてきたかと感じていますが、他方でまちぢから協議会とは別にコミュニティセンターを管理する団体を立ち上げているところもありますね。この2つの違いについて説明をお願いします。

2つ目が、鶴嶺東地区は財政規模が慎まじやかであり、活動も地区内のそれぞれの団体が活躍されていて、協議会はどここの団体も取り組んでいない課題を特定事業として行っている印象を受けました。その印象は正しいでしょうか。

○事務局

1点目のコミュニティセンターの管理運営に関して、鶴嶺東地区は、まちぢから協議会が指定管理者になっており、その傘下にコミセン管理運営委員会があります。他の地区ではコミュニティセンターの管理とまちぢから協議会が分けられて、二つの組織があるところもあります。鶴嶺東地区の課題として挙がっているのは、管理運営委員会がコミュニティセンターを所管しているけれども、ま

ちぢから協議会の会長が決裁権者になる構図となっているため、活動をするにあたり動きにくさが出てしまうことです。

○名和田委員

コミュニティセンターは協議会制度ができる前のコミュニティ政策の定番の取組みだったので、そこで固着している部分があり、それを協議会制度に引き込むのはとても難しいことです。まずは協議会が指定管理者となり、コミュニティセンターの職員にまちぢから協議会の事務局を担ってもらえれば、まちぢから協議会は動きやすいのではという発想があったかと思いますが、その方向性で現在は進んでいないのでしょうか。

○事務局

当初そのような方向性で動いておりましたが、法務関係の部局と調整していく中で、コミュニティセンターの管理運営を行うために雇われている事務員が管理運営以外の事務に携わることは難しいとの見解があり、現在は名和田委員の仰る方向性では進んでおりません。

しかし、コミュニティセンターをまちぢから協議会の事務所としたい考え方はございますので、コミュニティセンター内のスペースを確保し、目的外使用等で事務局を置くなど、別の形で事務局としての機能を持たせつつ、コミュニティセンターとまちぢから協議会が連携し、地域を盛り上げる仕組みを考えていけたらと思っています。

○名和田委員

他の自治体ではできていますが、設置条例を改正しないと難しいのでしょうか。

○事務局

先ほどいただいた質問の2点目についてお話しします。他の地区ですと、自治会を中心に役員が構成されていることが多い傾向にありますが、鶴嶺東地区は民児協、地区社協、推進協等の関係団体の方々がバランスよくリーダーシップを取りながら運営されており、名和田委員が受けられた印象の傾向があるかと思っています。

○杉山委員

鶴嶺東地区は、小学校区が複雑な地区かと思いますが、まちぢから協議会があまり学区の活動に関与していない印象があります。

また、工業団地のあるエリアでもありますが、その辺のエリアともあまりコミュニケーションを取っていないように思うので、協議会として課題が少ないということは良いのですが、もう少し地域全体の課題を掘り下げてみてほしいのかなと思います。

○事務局

より幅広い視点で、それぞれのエリアの課題や意見を注意深く聞くようにしたいと思います。

○三輪会長

では、次の地区お願いします。

【松林地区(資料12)】

○事務局

続いて、松林地区についてご説明いたします。資料12をご覧ください。

まず、認定コミュニティ活動状況資料の1ページ「認定審査基準確認表」についてですが、認定申請時と比べ、委員数等の変更はございますが、認定要件から外れる変更はなく、認定要件を満たしております。

続きまして、松林地区の昨年度の取り組みのうち特筆すべきものについて、ご説明いたします。

資料の24ページをご覧ください。子ども部会が行っている特定事業「ふくろう塾」でございます。こちらは、中学生を対象に学校や家庭に居場所の無い子どもたちの孤立を防ぐことを目的として、学習支援と夕食支援を実施し、居場所提供を行う事業です。事業内容としては、毎回の食事支援に加え、参加しやすくなるきっかけを作るため、生徒が調理段階から参加できるようにしたことなどが挙げられます。事業を行う中で、楽しんで参加する生徒の様子が見られたこと、自身の悩みを打ち明けてくれるようになったことなど、家庭でも学校でもない第3の居場所として機能しております。

続きまして、資料の34ページをご覧ください。同じく子ども部会の特定事業である「かんがるうのぽっけ」でございます。こちらは、子育て中の親子への支援や、地域の居場所として子育て世代同士の交流の場づくりを行う事業です。事業内容としては、毎回の食事の提供にあたり、令和5年度から検討を進めてきたフードバンクからの食材提供や、SNSを活用した開催案内を行っています。実施にあたり、会場の確保に苦慮しましたが、スタッフの努力により、子育て世代にとっての貴重な居場所として、なんとか継続することができました。

最後に、コミュニティセンターの整備についてご説明いたします。松林地区では令和8年10月のコミセンの開館に向けて検討が進められております。昨年度においては、建物の設計に関する検討を進めるため、地域の方々にご参画いただき、合計3回の懇談会を開催し、地域の方々の声を取り入れる形で実施設計を完成させました。また、ソフト面では施設の管理運営に関する検討を進めるため、コミセン運営準備室会議を7回開催しました。

令和7年度においても、引き続きコミセン運営準備室会議を定期的で開催し、開館に向けた準備を進めていく予定です。待望のコミセンということで、地域の機運も高まっており、数年後にはコミセンを拠点とした、まちぢから協議会の活動の更なる発展が期待されることから、この機会を捉え、地区担当職員としても、より良い地域活動が展開されるよう、働きかけや支援を行ってまいります。説明は以上でございます。

○名和田委員

松林地区は初めから先進的な取り組みをされている地区で、途中で大変だった時期もあったと聞いていますが、継続・発展されている様子を伺えて、非常にうれしい気持ちになりました。

「昼間に動けるスタッフが不足し、予定していた野外活動ができなかった。」とありますが、実際に地域活動を昼間にされる方は減少しています。日本の地域活動は、昼間に活動されていた方々に支えられていた構造があります。なので、この問題は茅ヶ崎市だけのものではありません。松林地区に焦点を置いて考えたときに、地域活動をボランティアで支える層が薄くなっていることへの対応策みたいなものはあるのでしょうか。

○事務局

現状、フォロー策はあまり見出せてはおりません。しかし、時間をつくる方法を考える方向では、子ども部会が SNS を活用したり、ZOOM 会議を活用したりと少しでも意見交換をできる場を作る工夫をしています。

また、様々な主体を巻き込んで担い手を発掘することが松林地区に限らず全地区で出来れば、担い手不足の問題を含めて課題解決に繋がるかと考えておりますが、なかなか踏み込めていない状況です。

○名和田委員

かんがるうのぼっけに関しては、国の制度事業で良いものがあれば、それに便乗していくとよいですね。

○事務局

国や県の制度を取り入れて、発展させていくという発想を私どもも地域でも、現状持っていなかったのですが、どのような制度なのでしょうか。

○三輪会長

厚生労働省の地域子育て支援拠点事業、横浜市で言う親と子のつどいの広場ですね。地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行い、子育て家庭を地域で支える取り組みがあります。

子ども関係の事業は、子ども家庭庁もできたことで自治体が動けるものが増えました。店舗の賃料や、スタッフの賃金に対して国から補助金が出るのですが、所管は自治体の子ども関係の部署になります。子どもの居場所づくり事業や、乳幼児サポート事業など、市民自治推進課の予算でやっている事業について、子ども関係の部署と連動しつつ、茅ヶ崎市独自の子育て支援や子どもの居場所づくりの取組みとして別で予算建てをして、うまく独立させていく。住民自治というよりは、専門部署が入ってサポートを行い連携するやり方もあるかもしれません。

一方で、そうなる事業を中断できなくなるので、それなりの覚悟が必要になります。

○名和田委員

地域活動を事業化しようとする、ボランティアの方と雇用された方との間に分断が生じる可能性があるかもしれません。私は、横浜のある地区に心当たりがあるのですが、一部の人はボランティアのまま、一部の人は雇用されてパートの方と同じ賃金を貰うことになる。

地域の人、これまでボランティア、無償でやっていたことが有償になる。考え方を地域として受け入れる市民的合意を取る必要があります。地域活動を有償でやることに、従来活動をされてきた方々はかなり抵抗感がある方が多い。

日本のコミュニティの中心を担ってきた主婦層（高齢女性層）が今崩壊しているのもこのまま放置すれば、担い手は居なくなってしまう。そういった主婦層の方々はプライドを持って地域活動が無償で行っている、無償で行うには専門性が高すぎる分野であること等を伝えながら、専門化・事業化していくことを地域ごとに市民合意を取っていかないと、今活動されている方々がついてこなくなってしまう。

特定事業の活用については、地域の課題を見つけ特定事業を活用し解決したとして、その課題が市民全体に共通した課題であれば、市全体の事業として取り組む流れがあってもいいと思います。地域の先駆性と創造性を活かし、特定事業で得た結果を市全体に活かしていく。松林地区がこれだけ先進的に取り組まれており、湘南地区も意欲的に取り組まれているのであれば、全市的に取り組むのも手ではないかと思いました。

○三輪会長

子ども関係の事業は国も動いているので、柔軟な動きができるかもしれませんね。

○事務局

特定事業助成金については、関係課とも調整しながら取り組んでいます。子育て関係に関しては国からの補助金がありそれを活用する話もございましたが、国の定める要綱と合致しなかったので、使えるように少し調整したのですが、補助金の交付が年度末あたりの時期になるというお話でした。

年度末に交付されるとなると、それまで事業を止めておかないといけないという問題があり、引き続き市民自治推進課の特定事業助成金を活用することとなりました。

ただ、地域が考案した事業を市として事業化していく流れは現在ございませんので、全庁的に検討していきたいところです。

○杉山委員

特定事業開始時に協力をしてくださった第一世代の方々が、入れ替わり活力的にも下がってきてしまっている状態です。少しずつ活動に対する意識も変わってきていて、無償ボランティアの域を超えているのではないかという見方ができてきているのかもしれない。

人材発掘もそうですし、事業の継続性が問題になってきており、松林地区は過渡期に入っているのかもしれない。

○名和田委員

町田市のアナケート調査で、地域活動は無償であるべきかという項目がありました。無償であるべきだという回答は、過去に比べ激減しており、有償であるべきといった回答の中でも、ほとんど雇用に近い形が望ましいという回答が増えてきている結果でした。

背景として、高齢化しているのにも関わらず無職の方が減っている現状があります。無職と回答している方々の4分の3は高齢者でした。ただし、無職回答の総数は2006年以降減少傾向にあります。

この結果からも、地域に24時間いて地域活動をしてくれる層が薄くなっていることがわかります。無償のボランティア活動でどれだけ地域を支えられるのか、我々も自覚を持たないといけません。

○三輪会長

場合によっては、有償ボランティアや多少の営利活動、小さな雇用も考えてもよいのかと思いますが、雇用保険の問題がでてきそうですね。少しだけでもお金を出せるような仕組みがあってもいいのかなとは思っています。

松林地区は先進的に取組みを進めた結果、課題がでてきたことを考えると、まちぢから協議会全体にも共通してくる課題かなと思います。

○事務局

最後に、報告の中で当日資料として配布いたしました資料につきましては、松林地区の部会の構成メンバーと所属を知りたいという事前質問をいただきましたので、そちらを説明する資料です。補足資料としてご確認いただけますと幸いです。

○三輪会長

こちらの内容については、答申書としてまとめて市長に提出します。答申書の内容は、私と名和田先生で最終調整して参りたいと思います。

ということで、議題1は終了となりますが、最後のコメントは全体に対してということでしょうか。

○事務局

そうですね。各地区に向けたコメントの他に、全体に向けたコメントもいただきましたので、最後にまとめさせていただいております。

○三輪会長

わかりました。学区や自治会のことは次の議題にも関係してくることかと思っています。こちらの意見も含めて、答申の内容を調整させていただきます。

では、議題2に入りたいと思います。事務局お願いします。

○事務局

議題2で使う資料は、資料13になります。これは昨年度も議論をさせていただいて皆様に審議いただいた内容の続きになるものでございますが、地域コミュニティ制度の見直しということで大きく3点について検討し、制度改革に向けた内容を中間報告として、皆様にお話させていただければと思います。

まず1ページ目、項番1、市長が定める認定区域についてです。過去の経過を振り返りますと、現状としては、まちぢから協議会の区域と小中学校の学区が一致していないということで、それによって地域で動きづらさがあるということが課題として挙がっています。審議会から答申をいただいている内容としては隣接するまちぢから協議会同士の合意に基づいて、柔軟に区域を変更できるようにすることについて検討することという答申をいただいております。

答申を踏まえ、検討した結果ということで、(2)認定区域の変更案に記載されている各地区の状況ですが、各地区において区域の不一致による課題が地域ごとに大なり小なり生じており、生じている課題の多くは学区とのずれが大きな要因になっています。一部の地域では課題解決に向けて各団体間で話し合いを行い、柔軟な対応が図られているということで、地域の方とこの問題を議論したときに、意見として吸い上げた内容を表としてまとめております。

課題があり変更の必要があると答えていただいている地域は茅ヶ崎南をはじめ4地区、課題なし必要なしと回答いただいているところは海岸をはじめ4地区あります。課題なしとなっているのは、うまく話し合いをしながら進めているので課題を潰せているという意味合いで、先ほど柔軟な対応が図られていると申し上げたのはこの部分でございます。

見直しを行う上で課題になっている点が一番下に記載されています。今後、学区の見直しは予定されていないということで、市として、学区を見直すのではなく、特認制度によって、児童生徒の人数調整をしているという実態があるというのがまず1点目です。また、学区に合わせて、まちぢから協議会の活動範囲を変更するには、地域間で時間をかけ慎重に調整していく必要があるということで、地域としてもかなりハードルが高いものになります。米印のところに書いてありますが、自治会の区割り変更、分割したり統合したりといったことが生じることになり、住民同士がこれまで築いてきた関係性を再構築しなければならないというハードルも、見直しの中では課題となっています。

それらを踏まえて次のページ2ページの上のところに見直しの方向性ということで内容をまとめております。

課題が生じた場合、まずは各団体間で話し合いを行うなど柔軟な対応により解決を図ることを検討していただく。話し合いなどの柔軟な対応による解決が難しい場合は、まちぢ

から協議会の活動範囲の変更により解決を図ることを検討していただく。各団体や地域間で調整を行う際には、市民自治推進課の各地区担当者がサポートを行いながら手続きを進めていく。

検討の結果、まちぢから協議会の活動範囲の変更が必要となった場合は、市として所要の手続きとして、市長が定める認定区域の変更に関する告示という手続きがあります。手続きを行うことで、地域の発意により変更したいという方向の話が出てきた場合、それに対して市がサポートを行いながら、変更に関する手続きを進めていくというのが1点目の市長が定める認定区域について関する今後の考え方です。

一旦、項番1で区切ってもよろしいでしょうか。

○三輪会長

区域変更に関して、何かご意見ありますでしょうか。

まちぢから協議会の皆さんからは、一部見直したい、見直したくないといった色々な意見がありました。一律で見直すか見直さないということも考える必要があったので、答申としては、検討するという方向で終わらせています。

学区については、教育委員会が児童生徒数をもとに決めていますので、学区を変えることはあり得ないとなったときに、まちぢから協議会で調整していかざるを得ないということになります。調整するにあたり、学校関係の団体が2つのまちぢから協議会の会議を分担することや、お祭りのときの声かけの仕方など、ケースバイケースで話し合いながら、うまくやってきていること踏まえ、結論としては、区域変更を一律にすることはないということです。

○名和田委員

質問です。まちぢから協議会の区域は自治会連合会の区域と合っているということですが、その他の団体の地区社協や推進協等は合っているのでしょうか。

○事務局

合っておりません。地区社協はまちぢから協議会とほぼイコールになっていますが、推進協は学区とイコールになっています。例えば、防災の面で言うと、まちぢから協議会で防災訓練をやっても、避難する学校が学区によって違うので、それぞれ違うところに逃げなければいけないといったことが課題となっているという実例があります。

○名和田委員

民児協はいかがですか。

○事務局

民児協は、まちぢから協議会とイコールになっています。

○三輪会長

防災や子どもの見守りに関する課題が地域から出ることが多いでしょうか。

○事務局

そうですね。

○三輪会長

まちぢから協議会だけが独自の区域を設定しているわけではないと思います。

○事務局

当初、まちぢから協議会、地区社協、民児協を学区の方に寄せて線を引き直すようなことができるかもしれないと思い検討を始めたものの、なかなか難しそうだということがわかりました。もし一致させることができれば、今よりも活動がしやすくなるだろうという期待があったものの、難しかったという結論になっています。

○三輪先生

そうは言っても、この案だと、結局どうしてもなんとかしなければいけない時には、隣の地区との調整にあたり、市民自治推進課の職員が調整役になりながら、柔軟に考えて線を引き直すこともあるということが書かれています。その落としどころが妥当だと思います。

○名和田委員

その落としどころで良いと思います。むしろこういう問題は昔からあって、他の自治体でも同じような問題があることをたくさん聞いています。

では、なぜ今クローズアップされるかという点、やはり子どもや青少年に対する地域の取り組みが段々と増えてきたということで、そういう意味では割と良いことだと思います。

茅ヶ崎市で推進協が学区と合っているというのは素晴らしいですね。神奈川県内の自治体は青少年の関係団体との連携がいまいちという感じがあります。

○三輪会長

区域に関しては、この方向性で進めていただければと思います。

○事務局

中間報告ではありますが、区域に関しては、かなり結論に近いものとして考えております。

○小林委員

表に記載されている茅ヶ崎南、小和田、松浪、小出は具体的にどのような課題を訴えているのか。上で列記されている課題と対応するのであれば、その下に括弧書きで地区の名称を書いてもらうと良いと思います。致命的な課題があれば、やはり区域の変更も検討しないといけないと思うのですが、従来から話し合いを進めてきて調整ができていのであれば、そういうサポートを継続してもらうこともできると思います。変更の必要なしとなっている茅ヶ崎から湘北までもそれぞれに課題のレベルが違うかもしれません。そういったところはもう少し文章でつなげてもらえるとありがたいです。

○事務局

資料上は簡潔にまとめてしまっていますが、資料を作る前提で課題に関するヒアリングをしているので、課題の把握はできております。

○杉山委員

これを読んだときに、本当に課題なのかと思いました。誰が困っているのですか。

例えば、今言われたように、地区の防災訓練で使用する避難場所と実際の災害時の避難場所が違っているなどは、課題であると思います。しかし、色々な会議に出なきゃいけないということは、市民の人が本当に困っている課題ではないと思います。まちぢから協議会の人が大変だと思っている課題にはしか見えない。見守り活動も、できる範囲で行えばいい。コミュニティスクールの問題もありますよね。中学校の部活支援などにまちぢから協議会がどういう協力をしてくれるのかわからない。

今、社会的に持っている課題を解決するために、まちぢから協議会を変えたほうが良いということであればわかります。先ほどの小林委員の指摘にあった地域ごとの課題について、本当に困っているのは鶴嶺東地区であると私は思っていました。鶴嶺東が困っていないのに、他の地区は何を困っているのでしょうか。

○事務局

ここでは基本的に、まちぢから協議会を運営していただく中で出てきた課題ということ

でお話をさせていただいております。運営する上での課題の一例として出ておりますので、市民にとってそこは課題ではないというお話があるのかもしれませんが。運営をしていく上での課題として、実際に担っていただいている方が感じている部分ですので、ご理解をいただければと思います。

○杉山委員

当日配布資料のその他の意見のところ、申請団体の構成員について意見を出しました。PTAや推進協等が入っていますが、その人たちの意見が本当に全体の意見なのかという疑問です。構成員が規定されているから、なかなか難しいのかもしれないけれど、まちぢから協議会は色々な人の意見を聞くことになっているにもかかわらず、限られた人の意見になっている。そこに本質的な問題があると感じている。

広報でチラシを配らなくても、SNSで流してもらえれば良いと思っているし、その辺の意見が偏っているように見える。

○三輪会長

ご指摘はその通りだと思います。お話を聞いていると、災害時の対応や地域の方との対話の仕方について、活動がしにくいという意見はまちぢから協議会連絡会のときに一通り出てきています。学区とまちぢから協議会の区域が一致するように、学区を変えてほしいという話が先だったのですが、それは難しいというところから入っています。

地区によっては、自分たちで柔軟に解決しているところもあるし、無理だと言っているところもあります。連絡会の中でテーマを設定し、区域の変更について投げかけ検討すること自体が、地域コミュニティ制度を住民自治でやっていくことの1つの意義だと思います。決められたエリアで決められたように活動していることで不具合が生じて、気持ちが上がらないという話もあったように記憶しています。

なので、回答としてはこれで問題はないと思いますが、プロセス的なところで今のようないろんなことが補足されながら、皆さんが創意工夫してそれぞれのやり方を実施していく必要があると思います。

それでは、項番の2に進みたいと思います。

○事務局

続きまして、2 ページの真ん中から下、これまでの経過のところ、現状・課題とありますが、まちぢから議会として認定を受けるには区域で活動するすべての自治会が構成員になるということが市の条例で条件となっています。それに伴う課題として、参加を望まない自治会がある場合に認定を受けることができないということがあります。13地区のうち

1 地区が今こういう状況にあります。

もう1点、すでに認定を受けていても、新たに自治会が設立された際に参加を望まない場合は、認定が取り消しとなってしまうということがあります。現状の活動ができなくなってしまうというリスクもあるということで、こういった課題の解決にあたり、区域で活動するすべての自治会が構成員にならなくても認定が受けられるよう、条件を変更することについて検討することという答申が出されています。

(2) では改正案として、案1から案3までをご提示しております。2ページの下のところには現在の規定ということで、条例の抜粋を書かせていただいております。認定区域における一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のうち、すべてが構成員となっているものであることとあり、この規定について改正することになります。

条例を制定した段階でのポイントとして、すべての自治会が入ということが茅ヶ崎市のルールですが、これは地区の総合性を有したコミュニティであることを担保するために定めているという、経過があります。

3ページ、案1について。案1の内容としては黒く塗ってある、①または②の要件を満たせば認定を受けられるように変更するという内容です。①は、これまでと同様にすべての自治会がまちぢから協議会に加入しているという条件です。仮に、すべての自治会がまちぢから協議会に加入していなかった場合、②の条件を満たせば、認定を受けられるようにしたいということで、②の内容としては、すべての自治会が加入している自治会連合会や地区社会福祉協議会といったコミュニティがまちぢから協議会に加入しているという条件です。

例えば、地区に10の自治会があるとしたら、9しか入っていなかったとしても、別に自治会連合会に10の自治会が入っている場合は、そういったコミュニティが自治会を補完する形でまちぢから協議会に加入していれば、認定を受けられるようにしたいというのが案1の条件になっています。

以下に、メリットとデメリットをまとめております。メリットは、未加入の自治会がある場合でも認定を受けることができる、未加入の自治会がある場合でも自治会連合会などと連携し情報共有することで間接的にその地区の総合性を有したコミュニティであることを担保できる、まちぢから協議会の活動にすべての自治会の意見を反映できるという点です。

一方、デメリットは、まちぢから協議会と自治会連合会との連携度合いによっては、まちぢから協議会に未加入の自治会が自治会連合会等の活動の中で強制的に、まちぢから協議会に関与させられるリスクがあることから、活動に関して一定の線引きをする必要があるということです。相互に情報の提供を行うことは認めたとしても、人材やお金の提供を行うことは認めないといった配慮が必要になるというのがデメリットです。もうひとつの

デメリットとしては、すべての自治会が加入している自治会連合会等がない場合もありますので、そういったときには新たに設立するか、もしくは引き続きすべての自治会が加入する必要があります。以上が案1の内容でございます。

続いて、案2です。案2は、具体的な割合として3分の2の自治会がまちぢから協議会に加入しているという条件を満たせば認定を受けられるように変更するという内容です。3分の2という具体的な数値を定めた理由としては、米印に書いてありますが、地域の総合性や慎重な意思決定を担保するため、2分の1という過半数ではなくて、特別多数として一定の水準を設定しております。一定の水準として、4分の3や5分の4のように、様々な条例やルールの中で何分の何というような水準があるのですが、茅ヶ崎市として自治会の今の加入の状況などを見て判断していくと3分の2が妥当だろうという判断のもと、3分の2という水準を設けております。

メリットとデメリットですが、メリットとしては、未加入の場合でも3分の2を下回らなければ認定を受けることができること。もうひとつが、加入を望まない自治会の意思を尊重できること。

一方、デメリットとしては、総合性を担保しづらいこと、まちぢから協議会に未加入の自治会に対して連絡調整に時間を要すること、未加入の自治会の意見を反映しにくいことを挙げております。

続いて、4ページです。案3ということで、これは案1と案2をミックスしたような形になっております。①または②の条件を満たすということで、①は案2で示した3分の2の自治会がまちぢから協議会に加入していること、②は仮に3分の2が入っていなかった場合でも、3分の2の自治会が加入している自治会連合会等のコミュニティがまちぢから協議会に加入することで、カバーできれば認定が受けられるという内容になっています。

メリットとデメリットについては、案1と案2とミックスということで説明は割愛させていただきますが、このような折衷案が案3ということで整理をさせていただいております。

市として考えている以上の3つの案で、委員の皆様のご意見を参考にさせていただきながら絞っていきたいと思っております。

なお、議論の中では、構成員として自治会をクローズアップしておりますけれども、そもそもまちぢから協議会の体制として自治会にこだわらなくても良いのではないかというご意見もいただいております。幅広い団体が担うことも検討する必要があり、その中には、マンション管理組合等も具体的に名称として出てきております。その辺は、この認定条件の議論とは別に、まちぢから協議会の準会員の扱いとして、マンション管理組合等も含めた多様な主体が今後入って行って、まちぢから協議会をカバーしたり活性化したりするような方策についても検討していきたいと思っております。項番2については以上

でございます。

○三輪会長

現状、認定を受けられない地区が一つあることが課題になっています。認定条件の変更について、案を3つ出していただいておりますが、皆様からのご意見をお願いいたします。

○小林委員

案1について、「自治会連合会や地区社会福祉協議会」と書いてありますが、「や」の意味としては「and」ですか、それとも「or」ですか。

○事務局

「or」です。自治会連合会や地区社協の他にもこういった類の団体があれば、そういう団体がカバーするという意味です。

○小林委員

意味が分かるようにわかりやすく表現してもらったほうが良いと思います。

それからもう一点。まちぢから協議会の認定を受けることによる助成金の扱いについて、メリット・デメリットに記載しなくても良いのでしょうか。

○事務局

ここでのメリット・デメリットは、案1・2・3の比較の中でのメリット・デメリットなので、共通する助成金に関しては、入れていないということです。

○小林委員

認定を受けていない地区で入らないと言っている自治会は、どういう条件だったら入ると言っているのでしょうか。

○事務局

そもそも、まちぢから協議会の制度に納得していないということが理由です。

○小林委員

そうであれば、条件を変えても意味がないのではないですか。

○三輪会長

地区としては、まちぢから協議会の認定を受けたいのですが、1つの自治会が反対しているので、まちぢから協議会が立ち上げられないという状況です。この状況を変えるため、認定条件を変更して、13地区の全てでまちぢから協議会を立ち上げることを目指そうとしているということです。

私からも一点。規定されている「認定区域における一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」というのが、イコール自治会というわけではなく、マンション管理組合やその他の連合体としても解釈できると思います。

仮に、自治会としては嫌だけど、管理組合であれば良いとか、或いは今後自治会がなくなった場合でも、区分所有法上、管理組合は残るので、まちぢから協議会から抜けずに済みます。今の規定だと、地域の方は自治会が全部入っていないといけないというように解釈しているので、もう少しその辺の説明はしたほうが良いと思います。

○名和田委員

茅ヶ崎市の場合、自治会連合会に未加入の自治会はあるのでしょうか。

○事務局

未加入の自治会はあります。

○三輪会長

②が担保しきれないかどうか分からないということです。時系列的に抜けていく方向は否めない。

○名和田委員

会長も触れられたように、自治会が空白になるとか、連合会から抜けるといったことがあります。理由は、予算がないとか、負担が大きいといったことがあります。町田市では、3分の1が連合会に未加入と聞いてびっくりしました。段々とそうなる傾向が残念ながら見られるので、だからこそ協議会制度を作っているという面もあると思います。

自治会の力に依拠しながらも、自治会だけで良いとはなっておらず、公的な制度で補完することによって、地域力を発揮しやすくするためにこういう制度が条例に基づき展開されています。そうすると、情勢に応じて緩和していくということは当然考えることだと思います。具体的にどんな制度として、着地させるかということ結構難しく、確か過半数という自治体もありますよね。

○三輪会長

たしかに、事務局からは当初、過半数という提案がありました。3分の2が妥当かという議論に関して、5分の4にするのか、2分の1にするのかといったことは、茅ヶ崎市の他の条例や他市の数字を参考に、水準を整理していただきたいと思います。あとは、補完する団体をどうしていくか。

○名和田委員

推進協はどうでしょうか。推進協は、自治会がメンバーになっている組織形態ではないと思います。

○三輪会長

補完する団体に関して、曖昧だと思います。

○名和田委員

地区社協にはどんな自治会も入っているのですか。

○事務局

自治会がベースになっていると認識しています。

○名和田委員

その地区内のすべての自治会が会員になってくれているかどうか。

○事務局

一部はもしかしたらなっていないかもしれません。そこは調べ切れておりません。

○三輪会長

本日決定しなくても良いのですが、案1ではなく、案2か3が着地点としては妥当な気がします。

その他にいかがでしょうか。

○杉山委員

私も会長の意見と同じで、今後自治会は減っていく方向だろうと思います。

例えば、団体に入っているけど、メリットがないということを言われます。そういうことは、これからも起きてくるだろうと思います。意見として、構成団体について緩和しないと成り立たないと思います。

それと、マンション管理組合と同様に、茅ヶ崎市の場合、高齢者施設がありますよね。そういうところも見ないといけないと思います。

○三輪会長

言ってしまうと、住所を有する者の地縁に基づいた団体ですよね。活動はしているけれど、自治会には属していない。先ほど、事業者の話が出ましたが、管理組合にも入らないけれど、そこに暮らしている高齢者の人たちは除かれている。逆に言うと、そういう人たちにも入ってもらった方が良いという考え方は、②に該当する団体を検討するうえで、必要かもしれません。

「認定区域における一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」というのが、何を指すのかわからない。こういうものも含まれるという説明がセットでされるとわかりやすくなるかもしれません。

○名和田委員

法制担当からすると、地方自治法の言葉を使用しているのが、一義的に自治会町内会のことになると思います。

ただそこは、会長がおっしゃったように色々なやり方があると思います。

○三輪会長

いただいたご意見を踏まえて、案について引き続き検討をお願いします。

それでは、続きの説明をお願いします。

○事務局

5 ページからが項番 3 の内容でございます。(1) ではこれまでの経過ということで、補助金として運営等助成金 25 万円、特定事業助成金上限 200 万円を助成していることを記載しています。課題のところ、助成金では事業費の全額を賄うことができなくて、不足する部分を自治会からの分担金や寄付金により補っており、分担金に関しては非自治会員を含むすべての地域住民を対象として実施されているまちぢから協議会の事業に対して間接的に自治会費が充てられる構図が問題視されています。審議会からは、分担金に頼らずとも、事業が継続できるように助成金の見直しを行うことについて検討することという答申をいただいているところです。

その下に(2) 助成金額の検討とありますが、このテーマについて、地域の方々と議論をする中で出てきた要望として、世帯数や人口、面積に加え、それぞれの地区ごとの要望額として、一律に 25 万円ということではなくて地域の規模に応じて格差をつけて交付し

て欲しいというご要望があり、それについて検討した結果をここでまとめております。具体的な数字を出すよりは割合にして比較した方が見やすかったので、表の中ではパーセンテージで記載しています。要望額で見ると、網掛けがしてある茅ヶ崎地区が最も多く、鶴嶺西地区が最も低い結果となっています。同じように、世帯数や人口、面積で見えていくと、それぞれ地域によって大分格差があるということで、割合に応じて金額を計算して交付しようとする、かなり地域格差が出てしまうこととなります。また、6 ページの上のところに棒グラフで、要望額と人口の比較を参考に載せておりますけれども、実際の要望額と地域の活動規模が一致しないため、人口や世帯、面積を用いて算出しようと試みた結果、算出は困難ということで、検証はしたものの採用が難しいということをご報告させていただきます。

それを踏まえて、(3)で変更後の助成金の案についてお示しをしております。狙いとしては、3点記載しております。1点目は、各地区の活動量に応じて柔軟に活用できるように、運営等助成金と特定事業助成金のあり方を整理すること。2点目は、各地区の活動量に応じて必要となる金額を査定し交付する仕組みを検討すること。なるべく柔軟な形で希望に応じた金額を助成するにしても、十分精査が必要であるというところで、3点目として、これまで審査不要としていた運営等に関する助成金についても、今後見積書を添付して申請するようにするなど算出根拠を明確にした上で審査を行っていきたいと思っております。

現時点での変更のイメージとしては、表の中にまとめたとおりです。変更前は左側の縦に書いてある内容です。25万円と200万円の2つの助成金があり、運営等助成金については審査をしていなかったもので、特定事業の方は継続しているものと、その年度に新規でやるものそれぞれについて審査会で審査をしています。審査にあたって申請書類として、運営等助成金については計画書と予算書を、特定事業については計画書と予算書に加え、その根拠を明確にする見積書を提出いただいておりますが、右の縦列の変更後のところでは、助成金（運営等・特定事業）ということで、あえて分割せずに一緒にして、もう少し柔軟に使えるようにして、金額については、米印のところで引き続き検討とありますが、そういった形にしていきたいと思っております。

審査方法は、運営等助成金に当たる部分についても、今後は市民自治推進課で審査をして、地域が要望してきたものの妥当性を判断した上で決定をしていくプロセスを取りたいと思っております。特定事業の方は、新規についてはこれまでどおり審査会で審査をする形になりますが、継続でやってきたものについては、市民自治推進課での審査に置き換えることを考えています。それに合わせて、運営等助成金についても、今まで提出を求めていなかった見積書を提出ししっかり根拠を説明していただくことを考えています。根拠を持った積算をした上で、それに従って審査し、交付していくということで、地域としては負

担になるかもしれませんが、そこまでやっていただいて、交付額を増やす方向性で変更したいと思っております。説明は以上でございます。

○三輪会長

各地区からの要望額に関して、ここでは金額を記載するのではなく、割合を記載することで比較しやすくしているということです。25万円では足りない実態がある中で、妥当性や使いやすさを考慮し、見直す必要があるということです。

○名和田委員

運営等助成金ということで、主として運営のための助成金であったものが、事業にも使えるように緩和されている。まちぢから協議会として立ち上がった以上は、どんなに小さい規模の地区でも運営資金は必要であって、そういう趣旨であれば、これは一律25万円のままでも良いと思いますし、理屈が説明しやすい気がします。一方、上限200万の特定事業は、違うという考え方もあります。

それぞれの性質ですけれど、運営等助成金の使い道は運営に関するもので、中身はそれぞれの協議会で検討するようになっていきます。特定事業助成金の方は、行政が審査することになっていて、地域としては翌年度の計画を立てる必要があります、そこが大きな考慮事項になっているという気がします。

今後、特定事業について、直接の窓口である市民自治推進課が審査をやるということになれば、審査が厳しくなくなるわけではないにせよ、地域としては少し相談しやすくなるかもしれません。

仮に、市民自治推進課が審査をすることになった場合、本審議会の役割をどのように考えているのでしょうか。前段の審査として諮るようなことは考えていらっしゃいますか。

○事務局

これまでの議論では、審議会に諮ることはせず、市の内部で決定することを想定しておりました。

○名和田委員

翌年度の事業について、これまでよりも簡易な体制で審査をするということですね。

○事務局

はい。

○三輪会長

運営費の内訳にはばらつきがあるので、運営費に該当する項目ごとに金額を明確にする必要があるかもしれません。

例えば、広報紙の作成費用については、特定事業で出しています。毎年度の情報発信のために絶対に必要なコンテンツであり、やらない理由がないものであるにもかかわらず、地域の皆さんは毎回特定事業としてやっているの、運営等助成金の対象とした方が良いという意見が出ていました。そうすると、25万円では足りなくなるので、では、いくらにするのが妥当かという話になる。運営の対象をどこまでにするかということ整理し、明文化することが必要になってくるので、事務局の方で案を出していただきたいと思いません。

○名和田委員

広報活動は、以前は運営費で賄うように整理されていたような気がします。広報については、新たに参加した方に関わってもらうことで、協議会の様々な活動を知ってもらう入り口としても重要であると思います。

参考までに、他の自治体でこういった仕組みで各地区にどれぐらいのお金を使っているかと言うと、大体100万円程度が相場ではないかでしょうか。広報活動も含めて、そのぐらいの金額を設定しているところが多いと思います。

○三輪会長

あとは、先ほどから話題に出っていますが、自治会分担金に頼らなくても運営ができるようにする必要があります。当初の想定ほど、特定事業助成金が使われていないので、その分を運営等助成金の方に回せると良いという話もあったと思います。自治会に頼らず、協議会として自立することを目指すのであれば、分担金をもらわなくてもできるような妥当な金額にするしかないように思います。

○名和田委員

自治会が分担金を出すことについて、制度設計をしたときはあまり想定されていなかったと思うのですが、どういった経緯でそのようになったのかおわかりでしょうか。

○事務局

まちちから協議会が立ち上がる時点で、自治会連合会の必要性がなくなりました。それまで自治会連合会が担っていた自治会からの分担金の吸い上げを、代わりにまちちから協議会がやらないと推進協や体育振興会への資金源が途絶えてしまいますので、そこをまち

ちから協議会が継続して担っていくという意味で分担金の吸い上げがどの地区でもそのまま引き継がれているものと思われます。

○名和田委員

それは地区内の再分配ですよ。まちぢから協議会そのものの事業にも分担金を使うということはあるのでしょうか。

○事務局

運営等助成金で賄えない部分、例えば、飲食の費用は対象にすることができないので、そういった経費を賄うために、自治会の分担金をまちぢから協議会に入れている地区もあります。

○名和田委員

地域における市民的合意としては、まちぢから協議会の事業費というのは、基本的には特定事業に掛かるものという理解ですよ。

○事務局

そうです。

○杉山委員

各地区の予算資料を横並びにして見ると、例えば、市民自治推進課からの助成金25万の他にも防災の助成金や特定事業助成金があり、取っているところと取っていないところがあります。それと言葉ですけれど、繰越金だったり分担金だったり、使い方がまちまちで、記載方法もフォーマットも統一されていない。これを全部紐解くには、フォーマットを整理する必要があると思います。

それと予算を作るなら、少なくとも通常の考え方だと、前々年度、前年度の実績があって今年度の予算ですよ。でないと継続性が見えません。それで、予算が足りていたのか、足りていなかったのかという議論をしないと、現実問題として判断することはできません。全地区で同じフォーマットを用意して、数字を入れるようにしてもらいたいです。まずは、助成金のメニューや予算の項目を統一していただく必要があると思います。

○名和田委員

このフォーマットを作っているのは市民自治推進課の担当職員ではないのですか。

○事務局

25万円の運営等助成金がどのように地域の方で使われているかというのは、市でもしっかり精査しているところですが、収支決算書等のフォーマットの作り方については、まちから協議会が地域に合った独自のやり方で、予算の組み方等も含めてやっていただいておりますので、市の方で事細かに指示しづらいところがあります。

○三輪会長

住民自治の観点から、皆さんがどのように事業をやるか、それぞれの決算方法があるということです。だから、それぞれの団体で少しずつ違います。

○事務局

地域で任意に活動している団体の決算書の作り方を市が指示するということになってしまったため、そこは口出しせずに地域に委ねています。審議会の資料として使うにあたり、地域から出てきたものを我々の方でできる限り見やすいように補足させていただいて、ご提供することはできるのですが、市として言えない部分があります。見ていただくにあたり、ご負担をおかけし申し訳ないのですが、ご了承いただきたいと思います。

○名和田委員

それぞれの地域で立ち上げて、自治体が認定するというのが日本の地区の特徴なので、私も最初はそうのように思っていました。最近は考え方が変わってきました。例えば、町田市では、そもそも市でそういった資料を持っていません。それはなぜかという認定の仕組みがないからです。市では、100万円を出しているけれど、強く関与するということがない。それに対して茅ヶ崎市は、条例まで定めて認定しているわけです。それで、コミュニティの中でも、特別に扱いますという条例にしているのなら、もう少し口を出しても良いのではないかと最近思うようになりました。

○杉山委員

決算資料のフォーマットが統一されていないなんて、一般企業ではありえないことです。

○三輪会長

フォーマットを少し整理してもらった方が、地区としても他地区との比較がしやすくなると思います。

○名和田委員

たくさんのお金を渡せていないから、口を出しにくいという面もあると思います。

○三輪会長

考え方としては二つあって、一つは、住民自治という観点でノータッチという今のやり方。もう一つは、大なり小なりお金を渡して、それは結局税金であるし、もう少しお金の使い方が明確になるような見せ方を求めるという考え方があると思います。そのあたりも今回の案の中に盛り込みながら考えていただければと思います。

議題2に関しては、3つのテーマがありましたが、1つ目の認定区域については、概ねこの方向で良いかと思います。2つ目の認定条件については、案2、案3あたりがベースになってくるかと思います。割合として、3分の2が妥当かどうか、その辺の整理をしていただければと思います。3つ目の運営費については、話題にあったフォーマットの統一も含めて、25万円をどのように変更するのか、検討を深めてもらいたいと思います。

最後に、議題3、その他になりますけれど、事務局から何かありますか。

○事務局

本日、お渡ししたデータに関する資料について、庁内で色々とデータがあるかと思ったのですが、13地区別に集計しているデータというのは、ほぼ存在しておりませんでした。ですので、市民自治推進課で集計している各地区の人口データをその他のデータと組み合わせて作ってみたのですが、あくまで参考資料という扱いでご覧いただければと思います。目次に書いてあるようなデータを集計して、お出ししましたが、これ以外にも見たいものがあれば、リクエストいただければ、それに合わせて加工したいと思っています。

○三輪会長

地域の皆さんが自分たちの地域の変化を解釈するのに大事なエビデンスになっていくと思うので、13地区に合わせたオープンデータとして、空き家率やマンションの増減の変化等をまちから協議会の皆さんに横並びで共有できるようなイメージで整理する必要がありますかと思っています。

○名和田委員

このデータは電子で提供してもらえますか。

○事務局

後日、メールで差し上げるようにいたします。

○三輪会長

それでは、事務局にお返しいたします。

○事務局

本日は、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。本日いただいたご意見を踏まえ、制度の見直しを検討し、またご報告させていただきたいと思います。次回の日程につきましては、未定となっておりますが、早めに調整させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。